

平成25年度 第6回通学区域審議会会議録

開催日時：平成26年2月4日（火）午後2時00分から

開催場所：教育委員会1階大会議室

出席者：審議会委員 牧野岳彦委員（会長）、木村孝浩委員、
諏訪晴信委員、椎名勝委員、由利聡委員、三代川寿朗委員、
三代川佳子委員、竹谷嘉夫委員、佐賀正栄委員
市側（事務局）辻学校教育部長、市瀬学校教育部参事
田久保学校教育部次長、小野寺教育総務課長、
島本教育総務課主幹、学校教育課坂本主任管理主事、
内山管理主事

傍聴者 4名

会議の概要

【諮問事項】谷津、奏の杜地域の通学区域について

【教育長あいさつ】

【審議】谷津、奏の杜地域の通学区域についての答申案について

【議事録確認】

【議事】

事務局から次の諮問に対する答申（案）について説明

- 1 谷津小学校における児童数の増加対応について
- 2 仲よし幼稚園跡地750世帯の通学路に関する事項について

（議長） 答申案についてのご意見・ご質問をいただきたい

質疑応答

（A委員）1点目の谷津小学校の対応に関する付帯事項の意味がわかりにくいのもう一度説明してほしい。

（事務局）審議会での意見を踏まえ、なかよし幼稚園跡地と同様に奏の杜において、これから入居が行われる住戸数の大きな集合住宅については通学バス配車等を含め、通学路の安全確保ができた場合、第一中学校区内の学区変更をしていくことを望む。通学指定校を変更することをバス通学を含めた手段を考えながらして欲しいという付帯事項である。

（A委員）これは一中の学区内ということか。具体的にどうなるのか。

（事務局）第一中学校区というのは谷津、奏の杜の地域のことで、学校で言えば谷津小、向山小、谷津

南小の3校の中での変更ということである。

(A委員) これからできるマンションに関しては、バスで送迎ができれば谷津南小学校に行くことができるということか。

(事務局) これから建設されるマンションについては谷津小以外ということを視野に入れ、その中で通学路の安全ということを考え、他の自治体で事例のあるバスでの通学も考慮し、付帯事項をまとめた。

(B委員) 2回の審議会で危惧する意見が多く出たにもかかわらず、概ね妥当だとする今回の答申案には納得できない。2回の審議会の意見を付帯事項にまとめたように見えるが、解決案にもならない形でまとまっている。もう一度、答申案を考え直してほしい。わずか2回、数ヶ月の中で結論を出すのは早い。まだ話し合いの議論が足りない。なぜ選択制やブロック選択制の話し合い無しにいきなり学区変更無しになってしまうのか。選択制の案を作って説明するのが順番ではないか。

(事務局) これまでの2回の審議の中で学校選択制の意見もあった。選択制が規模緩和につながるかということを考え、更に未入居のエリアの変更を視野にして答申としてまとめた。表現の修正をとるようにすればよいのかということについて意見をもらいたい。

(B委員) 結論のところで、「概ね妥当ものであるとの結論に至りました。」を「様々な問題要素が余りにも大きい。様々な危惧の意見があった中で、学区の調整によらない対応は、妥当なものとはいえない。」という書き方になると思う。それと、向山小や秋津小は特認校だが、それに付して谷津南小も特認校にするという話が出ているが、特認校と選択の違いを教育委員会は理解していないのではないか。向山小学校は10数年前に特認校になっているが、特認校になって学区外から来ている児童数は何人か。教育委員会の言うように特認校にしたら人が集まると考えていたら、それは違う。保護者の立場からすれば、自分の学区にいろいろな理由でそこに通うのが難しい児童が、特認校を選んでいるパターンが多いのであって、この学校に行きたいとの理由があり選択している児童は本当に少ない。だから同じ学区の中で、こっちの学校の方が特徴があって魅力的だとの理由で選べる形の選択制と、特認校というものは全然違うというものを教育委員会で理解してもらわなければ議論にはならないと思う。

(事務局) 特認校である向山小学校に市内から来ている児童数は何人かは手元に資料がないので数を確認する。特認校と学校選択の中で自由に学校が選べるということの違いは認識している。ただ事務局として危惧したのは、隣接区域からの弾力化によって元々谷津小学校に行く子が例えば谷津南小に行く場合は、谷津小学校の児童数増加に対する歯止めをかけることに効果があるが、一つのエリアの中で、いくつかの選択の自由があると谷津小学校から他の学校に行く児童もいるだろう。反面、他の学校から谷津小学校に行くような児童も出てくる。そうなったら児童数の増加に対して効果がある措置にはならない。あくまでも児童数の増加対応として考えるならば、谷津小学区に限って、隣接区域の弾力化の中で谷津南小まで広げ、向山

小も元々特認校であるという措置の方が効果的だという判断をしている所である。

(B 委員) ブロック選択制、弾力選択制の谷津南小学校から谷津小学校へのことを議論しているわけではない。谷津小学区の中でのブロック選択制、弾力選択、そういうエリアを設けた中での児童数の平準化、それはこちらが過大規模校だから消去法で選ぶのではなく、魅力ある学校だから行きたいという選択制に持っていかなければならない。ただ、その議論もなしに学区変更しないという結論になるのはあまりにも早急すぎる。また、審議会を出ていた通学路の安全性でいうと、線路も確かに危険だが国道を渡る危険性も審議会を出ていた。10数年前、向山小学校が過小規模校の恐れがあるときに、谷津4丁目まで学区を広げて、谷津南小の方が国道を渡らずに近いにも関わらず、今現在も谷津4丁目に向山小の学区になっている。国道を渡る危険性が意見として出ているにもかかわらず、それは全く考慮されずに学区を変えない。通学路の安全性をいうのであれば、あれほど出た国道を渡る危険性について何も考慮していないということは理解できない。また、学校教育法の適正規模に触れずに56学級を容認している。では60学級、70学級になっても容認していくのか。だから習志野市の考える許容学級数を示してほしいということをいっている。学校教育法の12から18学級は確かにオーバーするだろう。30学級を超えた過大規模校も致し方ないが、30何学級までなら容認するのか。その範囲の中で選択制の話があってもいいのではないか。その話もなしに短絡的に学区は変えないという結論を出すのは余りにも危険である。それにより悲しい目に合うのは子どもたちだと思う。国道を渡る危険性を説明してほしい。

(事務局) 国道を渡る危険性ということでは、歩道と信号機があれば子どもが待つスペースが必要となる。注意して渡っても車両に過失があれば接触事故は起こってしまう場合がある。学校や家庭で交通安全指導が十分に行われたとしても不慮の事故の起こる可能性はある。そこが交通量の多い道路の危険性である。

(B 委員) 向山小学区の谷津4丁目は近くに谷津南小があるにも関わらず、国道を渡って遠くの向山小に通っている現実がある。教育委員会から、向山小を使わない中において通学路の安全性について散々話が合った。であれば、言っていることとやっていることが矛盾している。谷津4丁目の子どもたちのことをどう説明するか聞きたい。今回の谷津・奏の杜の児童数の平準化においてそういったことを見直しながらの話し合いが何故できないのか。

(事務局) 向山小学校区が国道で分断されている所の整理だが、向山小学区の変更を含めて谷津・奏の杜学区の平準化の話をこれまで行ってきた。その中で住んでいる地域によっての不公平感の意見もあった。それと、向山小学校区では国道を渡るということが残ってしまうが、これまでも地域の見守りがあり、安全な学校への登下校がされてきた。トータル的に考えて今回学区の調整をせずに谷津小学校の規模をどのようにするかを考えてきた。将来的には国道を分断する学区のあり方については全市的に議論していかなければならない。今回は学区の調整を行わない形で諮問をした。現段階において、学区調整によらないということについては審議委員の理解をもらっていると考えている。ただし、条件としては第一中学校区内で学区調整をするということを受け止めている。

(C 委員) 一中学区の中で学校指定変更を望むこと、バスなどの配車について、答申案でまとめたものをそのまま学区変更なしで通して、後々バスの配車などで学区の変更ということになった場合は地域性、マンション群のコミュニティの問題で懸念がある。だから付帯事項の中で今後のことを考えて、どの程度まで考慮していくか、具体的に教育委員会の考えを聞きたい。

(事務局) 審議会の位置づけは教育委員会の諮問機関である。様々な立場の委員の意見を踏まえ教育委員会に対して答申してもらうものである。その中で内容が明記され、付帯事項についても明記し教育委員会に答申として出す。教育委員会は諮問機関である審議会の内容を勘案する中で教育委員会としての決定をしていく流れになる。だから付帯事項に書いてあることも含めて答申について十分に認識していく。ただしそれは諮問機関からの答申であるのでこれを元に教育委員会が判断していくことになる。それから、先ほどの特認校である向山小学校に他の学区から通っている児童数は平成25年5月1日現在、1年から6年までで14名いる。その内、少人数の特認校として認めた例は10人いる。この数字が多いか少ないかはそれぞれの受け止め方の問題だが、事務局としては向山小の特色ある教育活動についてPRし、周知していけば十分に増えていくこともあると考えている。谷津南小に関しても魅力ある学校づくりが進んでいけば、単に児童数を減らすということではなくて、積極的に通学を希望する保護者も増えていくと思う。教育委員会として学校と連携を取りながら魅力ある学校づくり及び周知について努めていく。

(C 委員) 今回の諮問の中で、通学路の安全性を危惧するということと、不公平感ということから対応策が出てきていると思う。通学路の安全性は検討しているが、谷津小が今の児童数の倍近くになるので、児童同士が校内でぶつかるといったような面での安全性の話はされていない。通学路だけでなくあらゆる面での安全性について検討したうえで結果的にこうなると答申に書いていくようにすればよいと思う。学校規模も適正規模が12から18といわれている中で56というのは3倍になる。3倍になった時にどういう弊害を生むかということについて議論を尽くし、その結果、現在の形になったという書き方なら良いが、それについて議論していない。教育委員会の全面的な協力の中で何とかすると書いてあるが、3倍以上になることを教育委員会の力でまとめていいか疑問だ。例えば体育で1番は1人しかいないので、2000名の学校と300人の学校とでは1番が違う。子どもにとっていい部分もあれば悪い部分もある。格差も大きくなる。教育に質のばらつきが出て、均一化されないのではないかと。人数が多いことにより、すごく良い教育を受けたと考える人とそうでない人とのばらつきが出る。そういうものを均等化していくことも必要だと思う。これから人数が増えるまでにまだ時間がある。先ほどの話の中で谷津小から向山小に行く人もいれば向山小から谷津小に来る児童もいるとのことだが教育委員会も谷津小の方が魅力があると考えているのではないかと。だからこれからの時間の中で両方とも魅力があるというようにしてほしい。そういう議論もした上で内容についても児童についても勘案した結果、答申としてまとめてほしい。まだ、議論が十分でない。もっと話し合っていない部分を議論していく必要がある。2000人の学校がいいのか細かいところまで議論を尽くしていくことが重要になる。答申にもそのような内容を盛りこんでほしい。

(事務局) 今現在でも児童数の大きな学校と少ない学校はある。2000人規模になる谷津小の対応で、これまで事務局が説明してきたのは仮校舎の増築、特別教室の増築、校庭は近隣公園を借りるというところである。その中で避難経路などの安全性の確保ということで話してきた。普段の生活については、確かに全員が一斉に活動することはできないかもしれないが、他市の例でもあったように高学年、低学年に分けたような活動も出てくることと考える。教育活動は校長が計画を立てて進めていくわけだが、教育委員会は全面的に学校の計画に協力していく。また、市内の学校は特色ある教育活動を展開していくわけだが、子どもたちの指導は全教職員が考え方を一つにして指導にあたっていく。それに対して教育委員会も支援していく。

(C 委員) 言っていることはわかるが、議論も尽くされていない中で簡単に結論付けていいものなのか。今まではハード的な部分の話をしてきたが、児童一人一人のソフト的な部分をケアできるか考えていかなければならない。適正規模校の意味をよく考えて、規模をオーバーする場合もあるが、極端に超える場合はソフト的なケアをよく考えていくべきである。類を見ない過大規模校になったが、ソフト面はそれ以上に検討して問題ないということであればわかるが、簡単に決めすぎてはいないだろうか危惧している。

(B 委員) 奏の杜の現在未入居のエリアでは仲良し幼稚園跡地のマンションと同じような扱いで学区は向山または、谷津南小になるという対応は現状では難しいのか。仲良し幼稚園跡地がそういう形にできるようになれば、通学路が遠くなったり、安全面での問題はあつたりするが、現状では難しいのか。

(事務局) 審議会においては、なかよし幼稚園跡地が変更できるのであれば現在未入居のエリアも変更することもできるのではないかという意見と56学級は過大規模であるという意見があつた。その中で子どもたちに支障がどの程度出てくるのかというようなことを総じて今回の付帯事項として整理してきた。その一つが現在未入居の869戸のマンションとして建設中だが、そのエリアの通学路変更については、審議会の意見の総意として、谷津小の過大規模緩和につながるのであればよしとする。本日答申としてまとまったら、すぐにその取り組みに着手する考えである。このマンションは3月末に販売がスタートするので、それ以前に何らかのアプローチをする必要が出てくる。56学級規模を緩和するため、付帯事項をつけて総意として答申をまとめていきたい。そうすることにより、56学級が48、44となっていけばよい。

(B 委員) 教育委員会としてはあくまで56学級、2000人規模の学級は好ましくない。これを緩和していくためにこの部分を進めていきたいということでもいいのか。谷津小自体を増築、増設していく中で児童の心のケアをしていく教員を増やしていくなどの対応は必要だが、基本的な考えはあくまで教育委員会は学級数の緩和、2000人にしてはいけないという方向でいいのか。

(事務局) 教育委員会として望ましいのは、学区調整などの理解を得ての規模の緩和、学校の平準化である。その中で今、直ちに学区の調整に入るのは困惑・混乱を招く恐れがあり、整理して考えたのが現段階の考え方である。規模の緩和を図る中で未入居エリアがあることや学校選択制の余地があり、その中で答申を受け進めていく。

(議長) ここで話し合いを整理する。今回の諮問は二点示されている。協議が1点目に集中しているが2点目の仲よし幼稚園跡地の通学指定校については、この答申案の文面でよいか。

(B委員) この仲よし幼稚園跡地だけ学区を飛び地で作るという考えの根拠は通学路の安全性という言葉になっているが、これから建設予定のマンションに対しては、マンション別に学区が決まるのか。奏の杜でいえば今建設中の869戸を作っている。これから12街区、14街区が建つ。24街区もマンションになるのではないかと検討している。これらも個別に学区が指定されるのか。それでは地域のネットワークはどうなるのか。前回もいったが中学校区内でのいろいろ活動している生連協などの団体があるが、これらを無視した地域性になってしまう。地域とマンションの関係に弊害が出てくると思う。習志野は地域コミュニティという考えでうまくいっているが、なぜ町会とマンションの区別をしていくかわからない。個々のマンション自体で学区を変えるのか。

(事務局) コミュニティと学区の関連性は、通学路の問題、通学路の安全の問題、児童数・生徒数の平準化の問題と並び大きな要素となっている。その点でコミュニティの境界線と学区の境界線の問題は一致していた方が良いことは分かっている。一方で現実を見ると区割りの部分で一致しない部分も市内にはある。特に大型マンションについては他の地域においても町会とは別にマンションの管理組合として単独で構成している場合もある。そういうことも勘案しながら単に広いエリアでの町会ということではなく、マンションの単体としての管理組合という考え方を入れながら許容できる範囲を見つけて行く考え方である。

(議長) 今、仲よし幼稚園跡地のやりとりがあったが、多くの意見が答申案1点目の意見である。話し合いの中心となるのは答申案2ページの部分である。細かくいうと「学区の調整によらない対応とすることは、次の付帯事項を付したうえで概ね妥当なものであるとの結論に至りました。」この部分について冒頭から反対意見が何点かある。3回の審議の中でやむを得ないという発言と反対であるという発言が混在している。私はこれを一つにまとめるのは難しいと思っている。ここで休憩とするが両案を併記するような形で事務局にまとめてもらいたい。休憩後にそれについて審議するような進め方にしたい。

(D委員) その発言に理解はできる。しかし、今までの議論を聞いていると、当審議会で諮問を受けた内容2点についてどちらを選ぶかが当審議会に与えられた諮問事項だと思う。今日の議論の中でも総論として通学区域を変えないで谷津小を大規模化することを許容しながら谷津小学校区内で教育活動を展開することについては概ね妥当とすると案にはあるが、皆の意見は妥当ではないと考えている。これがこの審議会での方向性であると感じている。であれば、審議会として教育委員会からの提案について趣旨は理解すべきだと思うが審議会として妥当の判断はできない。谷津小学校で教育活動をさせることが何故だめなのかの理由をきちんと付すべきだと思う。それは多くの議員が言われているように過大規模化することに関して審議会としては賛成の余地はない。だから違う方法を取ることを答申書の中に盛り込むべきだと思う。その内容として、一つは新たに奏の杜地域に建設が予定されているマンションを含めた未入居の地域は谷津小以外の一中学区に通学指定校を求めるべきである。通学指定校を指定するには通学路

の状況をきちんと判断して行う。加えて必要があればバス等の送迎にも配慮する。もう一つはたとえそれが実施されても谷津小学校が12から18の標準化された学校になることは考えていない。現状の葛飾小学校並みの規模になるだろう。そのことについては56と43学級のどちらがいいか判断はできないが、きちんとした安全対策、安全教育、学校の配置、教育の配置について十分配慮すべきである。そういったことをきちんと書き込むべきである。仲よし幼稚園跡地も向山小学校にすることに異論は出ないはずである。それを持って答申とすべきではないか。それが答申であり、付帯事項ではない。あえて付帯事項を付けるとすれば、議論が不足していたので今後しっかりと議論を重ねるべきであるということである。ある程度の方向性を決めたくて休憩にしたらどうか。

(議長) ただ今、本日の審議内容を受けての答申案の修正についての意見が出たがどうか。出来るだけ皆の意見が反映される形で、修正を加え、印刷されたものを確認して進めていきたい。

(事務局) 本日、ご意見をいただき答申案の文言修正が必要だと考える。修正の時間をいただきたい。

(議長) 3時30分まで休憩する。

《 休憩中、会場内で適宜修正作業 》

(議長) 再開する。事務局から説明を求む。

(事務局) 先ほどの会議の中で意見をもらい、文言を修正した。かなり大幅な修正になったので、修正箇所をスクリーンに赤い字で写す。一読するので確認してほしい。(修正案読み上げ)

谷津、奏の杜地域の通学区域について (答申)

今回の諮問は、JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業の進展に伴う児童数の増加予測が、平成35年度に児童数1,975名、56学級となる推計結果による谷津、奏の杜地域の通学区域について、次の2点を諮問されたものであります。

1点目として、谷津小学校における児童数の増加対応については、これまで学区の調整による対応を含め、学校保護者をはじめ地域住民への説明を行なった結果、通学路の安全性を危惧する意見や不公平感を主訴とする意見が多いことから、学区の調整によらない対応を原則として、一時校舎を併置するとともに既存校舎の老朽化対策を行う中で対応しようとするものであります。

2点目として、谷津1丁目15街区の一部における仲よし幼稚園跡地に計画されている、平成30年度完成予定の住戸数750戸とする高層マンションの通学指定校を向山小学校としようとするものであります。については、平成25年12月25日付教学958号にて貴職より諮問のあった、谷津、奏の杜地域の通学区域について、下記のとおり付帯事項を付した上で答申といたします。

記

1. 谷津小学校における児童数の増加対応

習志野市教育委員会委員長より示された、谷津小学校における児童数の増加対応は、学区の調整によ

らず現在の谷津小学校敷地において、一時校舎を併置するとともに、既存校舎の老朽化対策を行う中で、高学年を分離することなく学校教育活動を展開しようとすることは、学校保護者や地域住民の意向などを勘案すると一定の理解はできるものであります。

しかしながら、児童数1,975名、56学級は、他に例を見ない学校規模となることから児童の生活面や学習・指導面など安全で円滑な学校運営という観点からみて、大きな不安を抱かざるを得ないものであります。

これらのことから、

- (1) JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業は進行中であり、仲よし幼稚園跡地同様に未入居である地域が存在していることを勘案すると、未入居エリア、特に大きな住戸数を計画する集合住宅に関し、第一中学校区の中で谷津小学校以外に通学指定校を変更されたい。

併せて、通学路の安全性を確保するため、バス等による送迎について配慮されたい。

- (2) 上記(1)が実現した際も、谷津小学校の児童数は依然として過大規模校であることが想定されるため、学校の意向も踏まえながら学校施設面や教職員の人員配置等、教育委員会の全面的な支援を強く望むものである。

さらに、文部科学省による通知「通学区域制度の弾力的運用について（平成9年1月）」による保護者の学校選択の余地を与えるための措置として、本市においても導入している特認校制度や隣接区域選択制等、他県市の事例を参考にすることで、引き続き、谷津小学校の児童数規模の緩和に努めるなど研究されたい。

[付帯事項]

今回の諮問にあたっては、児童の生活面や学習指導面など安全で円滑な学校運営がなされるための方策として学校施設や児童の安全確保や教職員の人員配置等、十分な議論がなされたとは言えないものであった。

このようなことから、今後も教育委員会の中で十分な議論を重ね対策を講じられたい。

また、面的な学区編成から点的な学区編成となることが危惧されるため、今後、本市における学校の適正規模、適正配置の検討の中で是正するなど対策を検討されたい。

2. 仲よし幼稚園跡地の通学指定校

谷津1丁目に所在する仲よし幼稚園跡地の通学指定校を向山小学校とすることについては、向山小学校校区からは離れるものの、マンションとしての集合体（コミシキニティ）は維持されるもので、学校運営に対する協力、理解は得られるものと考えられることや、児童減少傾向である向山小学校において、さらに活気ある教育活動が展開されることに期待できることを勘案し、概ね妥当なものであります。

[付帯事項]

向山小学校における「まろにえ通り」を経由する通学路に関しては、今後、実際に児童が登下校をする際には車両通行量に注視し、季全面に留意されたい。

以上、本審議会に諮問された「谷津、奏の杜地域の通学区域について」の意見といたします。

なお、今後の谷津、奏の杜地域の通学区域、学校運営にあたっては、審議会で出された各委員の意見を踏まえるとともに、中学校進学後の人間関係づくりにおいて、子どもたちの関係性が希薄とならないよう、効果的な児童・生徒指導に努めるなど適正な学校運営がなされるよう、十分な配慮を望みます。

(議長) これを持って答申案としたいが、よろしいか。

《 異議なし 》

(議長) 以上で本日の審議は終了する。この答申が教育委員会での決定につながり、子どもたちのよりよい学校生活につなげてほしい。これが10人のメンバーの総意である。9月からの半年、6回の審議にお礼申し上げる。